

屋外掲示板設置補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 地域住民相互のコミュニケーションの増進等を図るため、自治会が屋外掲示板設置の事業を行う場合に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 屋外掲示板 ポスター、チラシ等を掲出する板面で、支柱を設け、又は壁面などを利用して屋外に設置するものをいう。
- (2) 事業 自治会が屋外掲示板を新設し、又は建て替えを行うことに加え、現在設置している掲示板の修繕を行うことをいう。
- (3) 新設 屋外掲示板を新たに設置することをいう。
- (4) 建て替え 自治会がこの要綱に基づき補助金の交付を受け、又は独自に設置している屋外掲示板を、老朽化等の管理者の責めに帰さない破損に伴い撤去し、更新することをいう。
- (5) 修繕 現在設置している屋外掲示板の板面などの張り替え、若しくは掲示板本体又は支柱を修理することをいう。

(屋外掲示板の基準)

第3条 補助の対象となる屋外掲示板は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 地域住民相互のコミュニケーションを増進すること又は地域住民の生活上必要な情報を提供することを目的として設置するものであること。
- (2) 設置する土地、建物及び工作物の所有者又は管理者から設置することについて承諾を得たものであること。
- (3) 専ら政治又は宗教的な活動を目的とする掲示物に使用しないこと。

(屋外掲示板の設置可能基数)

第4条 この要綱に基づいて補助金の交付を受けて、新設又は建て替えにより設置することができる1自治会当たり屋外掲示板の基数は、補助金交付申請時に自治会の加入世帯数に対して、50世帯につき1基の割合で計算した数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。次項において「基準数」という。）を限度とする。

2 前項において、新設する屋外掲示板については、この要綱実施前に自治会が設置している屋外掲示板の数が基準数に満たない場合に限り、その数に相当する基数について補助するものとする。

(補助金の額及び再補助)

第5条 市長は、自治会が事業を実施するときは、事業に要する経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

を補助するものとする。ただし、屋外掲示板1基当たり、新設又は建て替えの場合は50,000円を、修繕の場合は25,000円を限度とする。

- 2 補助金の交付を受けた屋外掲示板については、新設又は建て替えの場合は、交付後10年を経過するまでは再補助はしないものとし、修繕の場合は、5年を経過するまでは再補助はしないものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、屋外掲示板設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外掲示板新設等事業計画書及び事業予算書(様式第2号)
- (2) 見積書
- (3) 位置図・平面図・断面図及び写真(設置位置及び周囲が判るもの)
- (4) 承諾書(様式第3号)又は許可書(修繕の場合は不要)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めたときは、速やかに屋外掲示板設置補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定するものとする。

(事業実績の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会は、交付の決定に係る事業が完了した日から40日以内に、屋外掲示板設置事業実績報告書(様式第5号)に屋外掲示板設置収支決算書(様式第6号)と領収書の写し等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

- 2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、屋外掲示板設置補助金(概算払・前金払)交付請求書(様式第7号)に基づいて交付するものとする。

(事業の見直し)

第10条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(屋外掲示板の管理)

第11条 補助金の交付を受けて設置した屋外掲示板は、美観を損なわないように自治会において適切に維持管理しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

改正 令和5年4月1日